

令和6年度 愛別中学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定について

教育の一環として行われる本校の部活動（運動・文化）は、体力・技能の向上はもとより、自己肯定感や望ましい人間関係づくりの学びの場として、生徒の健全育成に貢献しています。その効果を活かしながら、本活動方針については、バランスのとれた心身の成長と、本校職員の超過勤務の負担軽減をふまえ、スポーツ庁ガイドラインや北海道の「部活動の方針」に則り、本町教育委員会の指導（愛別町の部活動の在り方に関する方針）のもと策定を進めます。

また、本方針については、部活動運営委員会（校内）、部活動育成会（保護者）との協議を経て、保護者・本校職員との共通理解のもと、年度ごとに校長が策定します。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

<常設部>

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 吹奏楽部 | → 本校単独の部。行事によっては上川中学校と合同の部。 |
| 文化部 | → 本校単独の部。 |
| 剣道部 | → 本校単独の部。練習は、本校と町内少年団において行う。 |
| 女子バレーボール部 | → 鷹栖中学校との合同チーム。 |
| 野球部 | → 比布中学校との合同チーム。（中体連大会まで） |

<季節部>

- | | |
|------|----------------------------------|
| 陸上部 | → 中体連陸上競技大会に出場する本校単独の部。 |
| スキー部 | → 練習はクラブチーム。中体連スキー大会に出場する本校単独の部。 |

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。
- 連絡先： 078-1402 上川郡愛別町字東町221番地1
電話 01658-6-5011 FAX 01658-6-5012
メールアドレス aityu-kyoutou@aibetsu.ed.jp
- 担当： 教頭 高山 徹

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 各顧問は月別活動予定を作成して、校内及び保護者等に周知します。実績については事務部で集約し、校長へ報告します。
- 校長は部活動ごとに複数顧問を配置します。また、必要に応じて外部指導者の要請、あるいは教育委員会と連携した部活動指導員の任用を行います。
- 活動実績や活動状況については、部活動育成会、各部保護者会等を通じて、保護者に情報提供します。

2 適切な休養日、大会参加の設定

- (1) 原則、学期中は週当たり2日以上（平日1日、休業日1日）を設定します。冬期間活動が制約される部活動や、冬季のみ活動の部活動を考慮し、稼働日年間260日を上限とします。
- (2) 原則、1日の活動時間を、平日～実質2時間程度、休業日～実質3時間程度とし設定します。夏季・冬期活動時間は、部活動運営委員会によって別途定めます。休業日の活動時間は、中体連大会及び中文連コンクール出場などの状況をふまえ、1か月前は時間延長を認めます。

- (3) 参加する大会，コンクール等は年間を通して月1回程度の総数を目安とします。
- (4) 部活動を行わない日（行事・会議・研修・テスト前等）については，部活動運営委員会によって別途定めます。

3 部活動の適切な指導について

- (1) 部活動顧問は，生徒の心身の健康管理，事故防止に努めます。
- (2) スポーツ医療・科学の見知から指導の効率的・効果的な活動に努めます。
- (3) 本校の部活動を通じて，生涯にわたりスポーツや文化活動に親しむ基礎を養うため，生徒とのコミュニケーションを十分に図ります。
- (4) 校長は，部活動指導において，体罰や人間性を損ねる発言・行為が起こらないよう部活動顧問，外部指導者，部活動指導員に徹底します。
- (5) 校長は愛別町教育委員会と協力し，地域の関係団体とともに中学校の生徒数減少に対応するため，創造的に取り組みます。
- (6) 校長は，本町教育委員会の示す「働き方改革」に準じ，外部指導者や部活動指導員の体制をつくりながら，教職員の負担軽減に努めます。

4 部活動の設置基準等について

- (1) 常設部・季節部以外の種目で，中学校体育連盟体育大会に出場を希望する生徒がいる場合，参加の可否，担当者決定について部活動運営委員会で協議します。その際には，当該生徒の競技歴や実績，指導体制の確立（外部指導者の認定等），保護者の意向・役割・責任等を考慮し，最終的に校長が決定し該当者に通知します。
- (2) 現存の部活動の部員が2名に満たない場合の開設については，部活動運営委員会で協議し，部活動育成会（保護者）や関係団体の理解のもと可否について校長が最終決定し周知します。
- (3) 合同チームによる活動については，下記事項を考慮の上，保護者会・部活動運営委員会の協議を経て，関係学校の校長が承認します。
 - 中学校体育連盟の規定
 - 移動や練習環境に関わる生徒，部活動顧問の負担
 - 保護者の協力体制の確立
 - その他，合同チーム運営に必要な環境・体制の確立
- (4) 現存の部活動に2年連続で入部者がいなかった場合については，次年度以降，部活動を凍結する（休部）とする。
- (5) 原則，部活動の新設は行わない。

※ 学校における部活動から社会教育活動への移行

- ・部活動の地域移行は全国的課題である
 - 活動したいという生徒の希望を叶えられるような地域の取組に働きかける
- ・愛別町においては，小中学校を義務教育学校へ移行させる準備を進めている（R10年）
 - これまでの中学校部活動のスタイルを見直す機会である
 - 児童生徒の減少は，地域全体の課題である。近隣地域と協力し合える形を模索する
例；「他市町村の少年団に参加」，「部活動から少年団活動に母体を移行」

終わりに

校長は，本方針を毎年度策定するとともに，必要に応じて内容の見直しを行う。